

## 保育の利用基準表及び保育の利用基準調整表の見直しに関する意見聴取について

### 1. 目的

市川市の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業（家庭的保育）（以下「保育所等」という。）の利用調整（入園選考）においては、保護者の保育の必要性の要件及び世帯の状況等を「保育の利用基準表」及び「保育の利用基準調整表」（以下「点数表」という。）により、世帯を点数化して、点数の高い方から、保育所等の入園をご案内してきております。

現在のベースとなっている点数表の作成につきましては、平成23年度、近隣市町村の基準表を参考に市川市独自で作成したものを市川市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会において、幅広いご意見をいただいたもので、経済状況等が要因による就労形態、世帯状況の変化にともなう多様な保育ニーズに対応するものとして、待機児童が多く顕在化する中、保育の必要性の高い方「保育に欠ける児童」を保育園の入園へ繋げることを目的として、点数表が審議された結果のものとなっております。

また、平成25年度においては、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて、子ども・子育て会議の中で「子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準について」を審議いただき答申をいただいているところです。

答申として、保育時間の下限時間や優先利用について審議され、現在の点数表の中において優先利用の項目が反映されているところとなっております。

### ○反映された項目

優先利用として反映された項目	優先利用（加点）
虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	利用基準表（15点から20点） 利用基準調整表（3点から5点）
子どもが障害を有する場合	利用基準調整表（1点）
小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童で連携施設以外の施設への入園を希望する場合	利用基準調整表（5点）
認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設で週35時間以上勤務する保育士・保育教諭が育児休業から復職する場合	利用基準調整（1点）

しかしながら、新制度がスタートした現在において、点数表の利用基準調整表の加点（減点）規定における矛盾点や不公平な点が出ていることから、改めて本市の考え方をお示しし、今後の参考とさせていただくため、子ども・子育て会議の各委員の皆様より広くご意見をいただくものです。

## 2. ご意見を求める利用基準調整項目

### (1) 待機期間について

利用基準調整項目（第6号・第7号）	指数
待機期間（入所等の申込みにおいて保育の開始を希望した日以後の期間をいう。）が1年以上経過している場合	+ 2
待機期間が6月以上経過している場合	+ 1

#### ○見直しの内容

待機期間1年以上・・廃止（認可外保育施設に1年以上預けている場合は、他の基準調整項目で1点の加点とする。）

待機期間6月以上・・廃止（待機期間に係らず、認可外保育施設に預けている場合、他の調整項目で一律に1点の加点とする）

#### ○見直しの理由

利用基準調整指数において、待機期間が1年以上経過している場合（+2点）や待機期間が6月以上経過している場合（+1点）において、それぞれ指数の加点を付けて利用調整を行っている。

利用調整は、点数表により算出した点数が同点の場合、優先順位の項目により順位を決定している。その中で、優先順位全6項目の4番目において、待機期間が長い場合の優先項目があることから利用基準調整指数での加点や優先順位の項目においての各々に順位に影響がでる項目として存在している。

本市の場合、待機児童数が多く、保育園の申込みをしても入園が難しい状況となっていることから、待機期間が長い保護者に対しては、加点をつけることは利用調整を行う上で必要であることは認識している。

しかしながら、保護者の中には、直ぐに保育園の入園を希望していないが、将来の入園を見越し、待機の加点を目的に利用申込みをしている保護者もいることから、申込者数を増やす要因のひとつにもなっている。

実際に保育園の入園内定となった際、本来の保護者が入園を希望する月でないことから、内定を辞退する保護者も現実にいる。

特に、4月入園を第1希望としている保護者においては、前年の10月の利用調整に申込みをし、4月の利用調整の際の加点を目指している保護者がいる。一方、生まれた日によっては、10月の利用調整に申込みができない場合もあり4月職場復帰を考えている保護者にとってみれば不公平となっていることも事実である。

育児休業を取得している方、求職中の方、就労中で認可外保育施設に子どもを預けている方等、保育の必要性の事由が異なっているが、一律に加点をつけることは、保育の必要性を点数化している本来の利用基準調整表の目的に適応していないことから、廃止又は一部修正を考えている。

待機期間の点数については、より保育の必要性が高いと思われる認可外保育施設に子どもを預けている場合は加点とし、1年以上継続して預けている場合は、さらに加点としていく。

なお、現在、待機加点が付与されている場合においては、平成28年4月入園の利用調整まで適用するものとし、平成28年5月利用調整から廃止するものとする。

## (2) 保護者の就労実績について

利用基準調整項目 (第8号)	指数
保護者のいずれもが現在の勤務先において勤労実績が1年以上ある場合	+1

### ○見直しの内容

就労実績1年以上・・・廃止

### ○見直しの理由

保育の必要性の観点から、必要性の事由が就労のみに限定していることは、両親とも就労している世帯のみを優遇することとなっている。また、就労形態が多様となっていることから、継続した就労は保たれているが、1年以上の就労実績がない保護者も多くいることから公平性を保つことが困難なため廃止とする。

勤務の実績に応じて、保育の必要性が比例することはなく、勤務時間に応じた保育の必要性において点数化していることから、勤労実績による加点の必要性が明確にならない。

## (3) 認可外保育園に預けている場合について

利用基準調整項目 (第11号)	指数
入所等の申込みに係る乳幼児について、認可外保育施設（市川市簡易保育園園児補助金の対象施設に限る。）における保育を有料（市川市簡易保育園園児補助金の交付対象）で受けることを常態としている場合	+2

### ○見直しの内容

指数点の見直し・・・+2 ⇒ +3      1年以上⇒ +4

### ○見直しの理由

現在の利用基準調整項目において、育児休業で復職する場合の加点+2点と、認可外保育園に預けている場合の指数は同点となっていたが、認可外保育施設に有償で預けている場合の保育の必要性は高いと判断できることから、育児休業から復職し、その後、認可外保育施設に預けている場合の指数に差をつける。

また、認可外保育施設に預けている期間に対応した加点とし、1年未満の場合は、1点の加算で+3点とし、1年以上認可外保育施設に預けている場合は、さらに1点の加算で+4点とする。

#### (4) 認可外保育施設が閉鎖となった場合について

利用基準調整項目（追加）	指数
入所等の申込みに係る乳幼児について、市内外の認可外保育施設（市川市簡易保育園園児補助金の対象施設に限る。）における保育を有料（市川市簡易保育園園児補助金の交付対象）で受けることを常態としている場合において、認可外保育施設の廃止に伴い保育所等の利用を希望する場合（認可外保育施設が廃止される翌月利用調整に限る。）なお、市外に居住し、市内の認可外保育施設を利用している場合も上記の要件に準じている場合は対象とする。	+ 5

##### ○見直しの内容

利用基準調整項目の追加・・・+5

##### ○見直しの理由

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、認可外保育施設が認可保育園に移行する施設が増えている中で、在園している園児が認可保育所に引き続き利用申込みをする場合において、利用基準調整項目を追加し、現在、認可保育園に在園する要件を満たしている場合において、園児が施設を継続した利用が可能となるよう配慮（点数の加点）をする。なお、市外から当該施設に通園している場合においても、認可保育園に在園する要件を満たしている場合（基準日：受付期間締切日）は同様とする。

#### (5) 保育士・保育教諭として復職する場合又は就労を予定している方

利用基準調整表項目（追加）	指数
市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業で週35時間以上勤務する保育士・保育教諭が育児休業から保育士・保育教諭として復職する場合又は新たに当該施設で就労する場合（就労内定も含む）	+ 1 0

##### ○見直しの内容

利用基準調整表項目の追加・・・+10点

##### ○見直しの理由

待機児童対策として、保育所等の受入れ体制の環境が整うことも重要な要因であるこ

とから、市内の保育所等において、現在育児休業を取得している保育士等が復職する場合や就労内定者の場合、保育の必要性が高いことから加点をして利用調整を図ることで保育士等が保育所等への就労が可能となり、保育所等においても、職員が増えることで新たな園児の受け入れも可能となってくることから待機児童対策に繋がるものとなる。

なお、当該調整点の加算により保育所等へ入園ができた場合、保護者の就労状況については、1年間検証することとする。

また、当該調整点の対象となる保護者は、市内転入予定者及び市外居住者も含むものとする。

#### (6) 双生児以上の申込みの場合の加点

利用基準調整表項目（追加）	指数
双生児以上の申込みの場合	+ 1

##### ○見直しの内容

利用基準調整表項目の追加・・・+ 1点

##### ○見直しの理由

未就学児が3人以上いる場合においては、加点としている。その中で、双生児の場合同時に保育園を申込みすることとなるが、保育所等の入園については、ひとりのお子様より非常に厳しい状況となることから、当該項目を新たに規定し、未就学児が3人以上いる場合と同等に加点をしていく。なお、未就学児3人と重複する場合においては、どちらかで加点としていく。

#### 5. 廃止等の見直し項目の適用月

平成28年4月の利用調整又は平成28年5月の利用調整に適用

# 【保育の利用基準表】

※父母それぞれの指数の合計

※要件は父母それぞれ1つになります。要件の合算はできません。

号	保護者の状況等		基準指数		
1	居宅外労働 (外勤・居宅外 自営)	月20日以上実働7時間以上の就労が常態	20		
		月20日以上実働6時間以上7時間未満の就労が常態	19		
		月20日以上実働5時間以上6時間未満の就労が常態	18		
		月20日以上実働4時間以上5時間未満の就労が常態	17		
		月20日以上実働4時間未満で月64時間以上の就労が常態	15		
		月16日以上実働7時間以上の就労が常態	17		
		月16日以上実働6時間以上7時間未満の就労が常態	16		
		月16日以上実働5時間以上6時間未満の就労が常態	15		
		月16日以上実働4時間以上5時間未満の就労が常態	14		
		上記以外で月64時間以上の就労が常態	14		
2	居宅内労働 (在宅勤務・居 宅内自営)	月20日以上実働7時間以上の就労が常態	18		
		月20日以上実働6時間以上7時間未満の就労が常態	17		
		月20日以上実働5時間以上6時間未満の就労が常態	16		
		月20日以上実働4時間以上5時間未満の就労が常態	15		
		月20日以上実働4時間未満で月64時間以上の就労が常態	13		
		月16日以上実働7時間以上の就労が常態	15		
		月16日以上実働6時間以上7時間未満の就労が常態	14		
		月16日以上実働5時間以上6時間未満の就労が常態	13		
		月16日以上実働4時間以上5時間未満の就労が常態	12		
		上記以外で月64時間以上の就労が常態	12		
3	就労内定または 就学内定	認可保育所等への入所の後2ヶ月以内の就労または就学が内定している。	※2		
4	就労予定(求職中) または就学予定	認可保育所等への入所の後2ヶ月以内の就労または就学を予定している。	10		
5	出産の前後	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合	18		
6	疾病	1ヶ月以上の入院または入院予定	20		
		居宅内 療養	常時病臥	20	
			一般療養	医師が1ヶ月以上の安静を要すると診断した場合	18
				医師が1ヶ月以上の通院加療を要すると診断した場合	14
7	障害	身体障害者程度等級が1級又は2級、知的障害の程度が(A)、Aの1又はAの2、精神障害者保健福祉手帳3級程度以上である場合	20		
		身体障害者程度等級が3級又は4級(聴覚障害の場合に限る)、知的障害の程度がBの1である場合	18		
		身体障害者程度等級が4級(聴覚障害を除く)、5級、6級又は7級、知的障害の程度がBの2である場合	14		
8	介護・看護等	病院・施設等の付添い	常時付添い	※3	
		在宅介護	重度障害者(要介護認定3から5まで、身体障害者障害程度等級が1級又は2級、知的障害の程度が(A)、Aの1又はAの2である者)の介護	20	
			常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(要介護認定1から2、身体障害者障害程度等級が3級又は4級(聴覚障害の場合に限る)、知的障害の程度がBの1又はBの2である場合)	18	
			上記以外の場合(自宅外の介護を含む)	14	
9	災害	震災・風水害・火災・その他の災害により家屋が損傷を受け、その復旧にあたっている場合	20		
10	学校・職業訓練 施設等に通学 又は通所してい る場合(※4)	1ヶ月に通学又は通所している日数が20日以上の場合	16		
		1ヶ月に通学又は通所している日数が18日以上の場合	15		
		1ヶ月に通学又は通所している日数が16日以上の場合	14		
		上記以外の場合	12		
11	不存在等	死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居中	20		
12	上記以外	児童の保護者が前各号に類する状態にあることにより、当該児童を保育することができないと認められる場合	1～6号を準用		

※1 内職の場合の基準指数は、第2号の居宅内労働(在宅勤務・居宅内自営)を準用し、-2点をを用い調整する。  
 ※2 就労内定の場合の基準指数は、就労(内定)証明書に記載されている就労形態・就労日数・就労時間により就労中の場合と同様に算定し、-2点をを用い調整する。

就学内定の場合の基準指数は、通学(通所)の内定証明書に記載されている通学(通所)日数・通学(通所)時間により就学中の場合と同様に算定し、-2点をを用い調整する。

※3 介護・看護等の病院・施設等への常時付添いの基準指数は、第1号の居宅外労働の基準点を準用する。

※4 学校・職業訓練施設等に通学又は通所している場合、月の就学時間が64時間以上とする。

※ 認可保育所等への入所等の申請中において、保護者が申請児以外の乳幼児の産前・産後休暇または育児休業を取得し、復職しない申し出があった場合の指数は、-2点をを用い調整する。

## 【保育の利用基準調整表】

号	保護者の状況等	調整指数
1	生活保護世帯	+2
2	ひとり親世帯で同居の祖父母がいない場合	+5
3	保護者のひとりが単身赴任、入院等により1年以上の長期不在(予定も含む。)の場合(住民登録または会社の証明、診断書等で確認できる場合に限る)。	+1
4	入所を希望する認可保育所等に兄弟姉妹(4月入所の場合、卒園予定児を除く)が入所している場合	+3
5	未就学児が3人以上いる(申込み児童を含む)	+1
6	待機期間が1年以上経過している※1	+2
7	待機期間が6ヶ月以上経過している※1	+1
8	両親ともに現在の勤務先で就労実績が1年以上の場合※1	+1
9	産後休暇・育児休業(制度有)が明け、復職する(外勤者に限る)	+2
10	認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、または認可外保育施設で週35時間以上勤務する保育士・保育教諭が産後休暇・育児休業(制度有)が明け、復職する	+1
11	月64時間以上保育に欠けており、申込み児童を認可外保育施設に有償で預けているのを常態としている※2	+2
12	市外からの転入(予定)者が転入前市区町村の認可保育所等に入所している	+2
13	5歳児クラスを持たない市内の認可保育所に継続して3ヶ月以上入所している、または、市内の家庭的保育事業等を継続して3ヶ月以上利用し、対象年齢をもって認可保育所、または認定こども園への入所の申込みの場合(4月入所利用調整時のみ)	+5
14	育児休業取得により一度退所し、育児休業明けの復職に伴い再度認可保育所等への入所の申込みの場合	+5
15	勤務先の破産等による離職又は整理解雇その他の自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中(ただし、離職日の属する月の翌月から4ヶ月に限る)※3	+2
16	同居する祖父母(65歳未満)が求職中や保育することができない要件が確認できない	-3
17	申込み乳幼児以外の未就学児がいるが、その乳幼児の認可保育所等への入所の申込みをしない場合※4	-3
18	希望した認可保育所等に入所の内定したが、自己都合により認可保育所等への入所を辞退し、その後6ヶ月以内の再申請	-5
19	市外在住者(市内在勤)※保護者のうち、いずれかが市内在勤であれば可	-4
20	市外在住者(市外在勤)	-6
21	申込み乳幼児が障害者手帳、または療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を有する場合	+1
22	兄弟姉妹が入所している認可保育所等への変更を希望する場合	+2
23	希望した認可保育所等に入所したが、申請時に希望していた他の認可保育所等への変更を希望する場合(22の場合を除く)	-5
24	保育料未納者(未納があり、かつ納付の相談が無い又は納付誓約を履行しない)	-5
25	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合	+1～+10

※1 第6・7・8号は平成27年度において見直しを検討する予定です。

※2 第11号の認可外保育施設とは、市川市簡易保育園保育料補助金対象施設をいいます。対象外となる事業所内保育施設がありますのでご注意ください。

※3 ハローワークからの受給資格証の提出を要す。

※4 預かり保育を実施している幼稚園及び、その他福祉施設に通所している場合は除きます。

※ 保育所等変更(転園)申請については、調整指数の第16・22・23・24・25号のみ適用する。

## 【優先順位(基準指数と調整指数の合計が同一の場合)】

1	両親不存在、ひとり親(死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等)の世帯
2	市内在住者(市内への転入予定者を含む)
3	基準指数の高い世帯
4	待機期間が長い
5	認可保育所等に兄弟姉妹(4月入所にあたっては卒園予定児を除く)が入所している
6	保育料算定年度の市町村民税の合計所得金額が低い世帯

注)新規申請者と認可保育所等変更申請者で基準指数と調整指数の合計が同一の場合は、上記の優先順位によらず、新規申請者を優先するものとする。

## 【利用調整方法】

保育の必要性、認可保育所等の受け入れ状況に応じて認可保育所等への入所の承諾の可否を決定し申込みされた順番で入所が決定するものではありません。

利用調整に必要な書類は、締切日までに必ず提出してください。締切日に間に合わない場合、認可保育所等への入所の要件の確認ができないため、利用調整にかけられない場合もあります。